

「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針（案）」
の修正点

修正箇所	修正後	意見・情報の募集時の資料
10ページ 31行目	<p>4 <u>導入</u>遺伝子（遺伝子組換え体の選抜に関わる遺伝子を含む。）及びその遺伝子産物（RNA及びタンパク質）の性質に関する事項</p> <p>（1）<u>導入</u>遺伝子の機能に関する事項</p> <p><u>導入</u>遺伝子の機能及び<u>導入</u>遺伝子から産生される遺伝子産物（RNA及びタンパク質）の性質、機能等が明らかであり、そのタンパク質が有害作用をもたないと判断できる合理的な理由があること。なお、<u>導入</u>遺伝子の転写、翻訳の後、生成されるタンパク質が植物細胞内で切断、消化される場合には、それらの生成物に関する事項も上記が明らかであること。<u>導入</u>遺伝子から産生されるタンパク質と既知の毒性タンパク質との構造相同性に関する検索方法及び検索結果が明らかにされており、原則として、構造相同性がないこと。</p>	<p>4 <u>挿入</u>DNA又は遺伝子（遺伝子組換え体の選抜に関わる遺伝子を含む。）及びその遺伝子産物（RNA及びタンパク質）の性質に関する事項</p> <p>（1）<u>挿入</u>遺伝子の機能に関する事項</p> <p><u>挿入</u>遺伝子の機能及び<u>挿入</u>遺伝子から産生される遺伝子産物（RNA及びタンパク質）の性質、機能等が明らかであり、そのタンパク質が有害作用をもたないと判断できる合理的な理由があること。なお、<u>挿入</u>遺伝子の転写、翻訳の後、生成されるタンパク質が植物細胞内で切断、消化される場合には、それらの生成物に関する事項も上記が明らかであること。<u>挿入</u>遺伝子から産生されるタンパク質と既知の毒性タンパク質との構造相同性に関する検索方法及び検索結果が明らかにされており、原則として、構造相同性がないこと。</p>
11ページ 13行目	<p>（3）<u>導入</u>遺伝子及び遺伝子組換え体の選抜に関わる遺伝子の発現に関わる領域に関する事項</p>	<p>（3）<u>挿入</u>遺伝子及び遺伝子組換え体の選抜に関わる遺伝子の発現に関わる領域に関する事項</p>

※修正箇所は、指針内のページ数、行数。

※下線は意見・情報の募集時の資料からの修正部分。